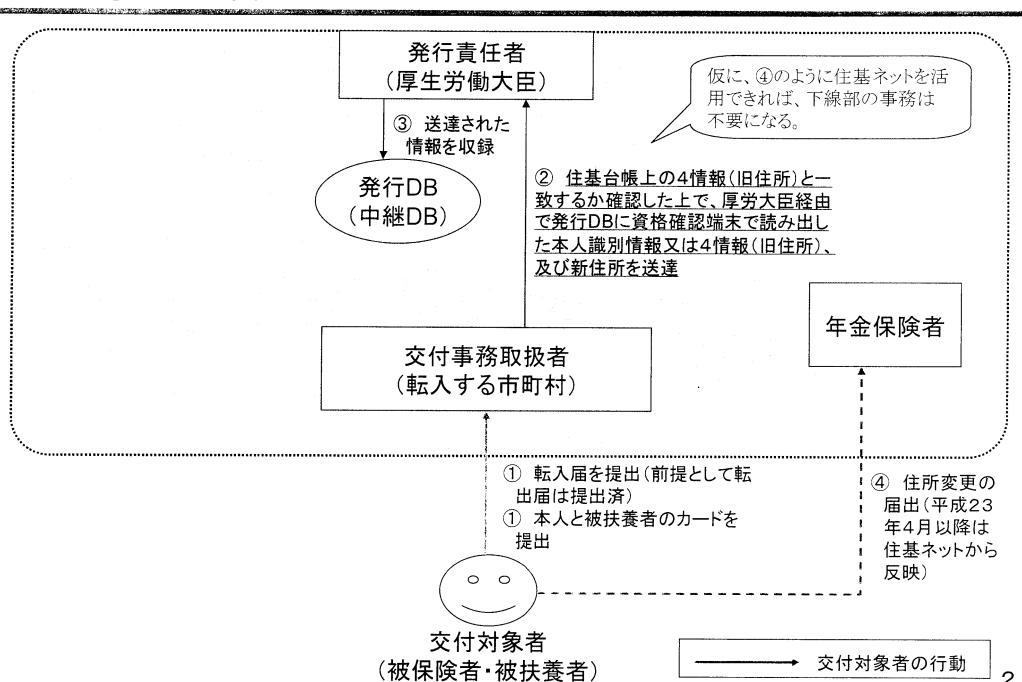
(1) 属性・保険者変更時の手続・カード使用方法

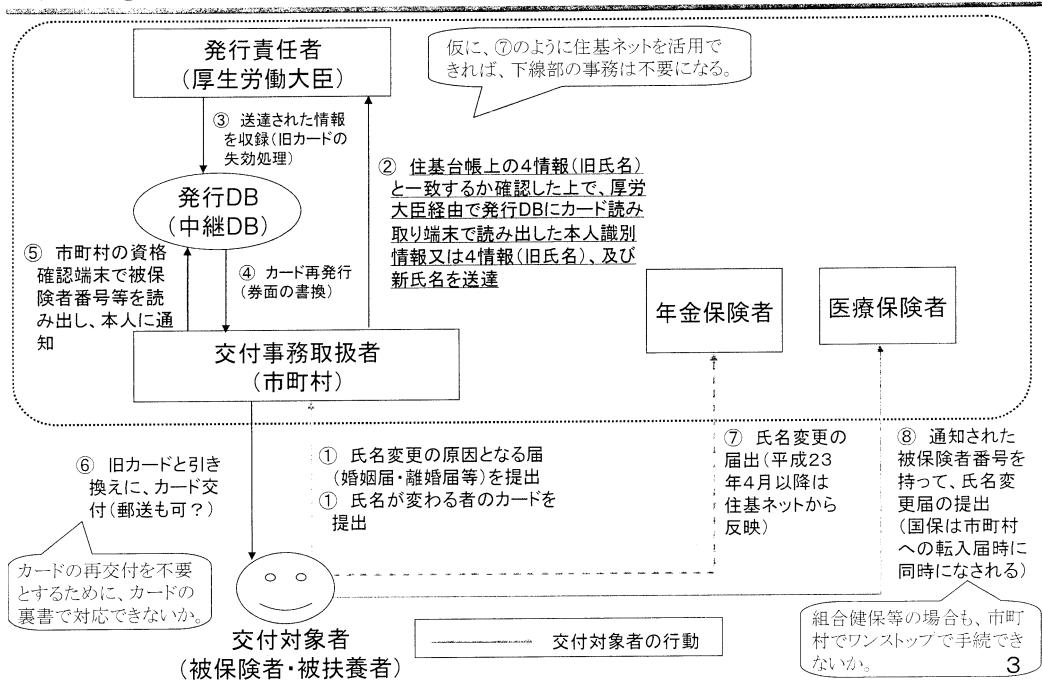
- ① 住所変更
- ② 氏名変更
- ③ 医療保険者変更
 - ③-1 旧保険者の発行する資格喪失通知を用いる案
 - ③-2 本人に本人識別情報を通知しておき、これを利用して手続を行う案
 - ③-3 券面にカードの発行年月日時分秒を記載し、これと氏名・生年月日 を組み合わせて用い、手続を行う案
 - ③-4 基本4情報(住民票上の4情報)で手続を行う案
- 4 介護保険者変更
- (2) カード紛失時、破損時の対応方法

(3) カードの更新方法

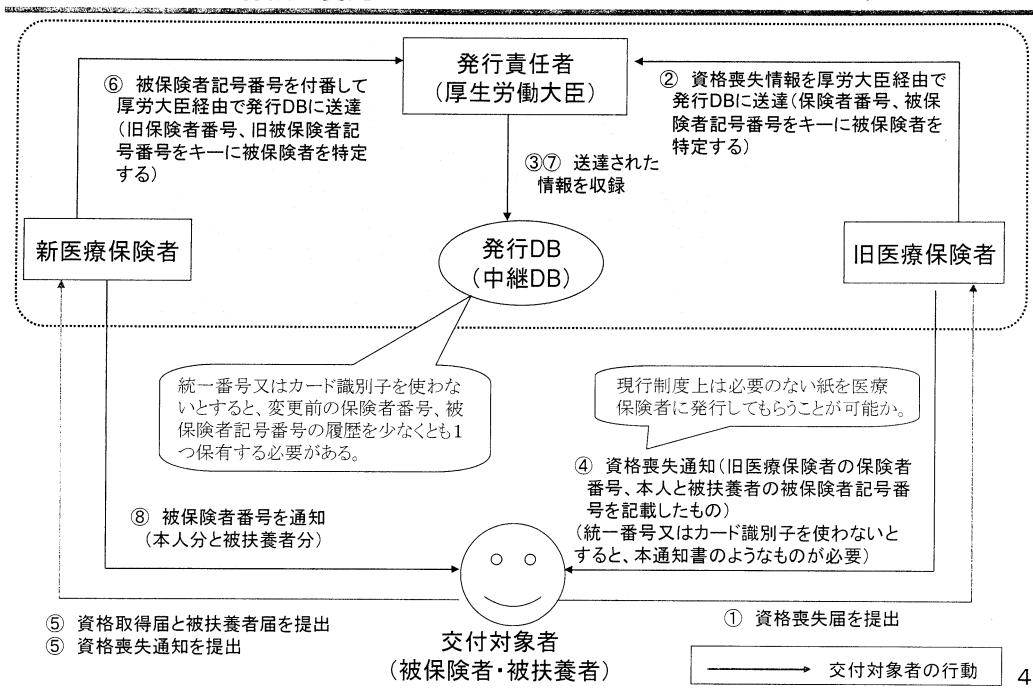
住所変更



(1) ② 氏名変更



(1) ③-1 医療保険者変更 旧保険者の発行する資格喪失通知を用いる案



(1) ③-2 医療保険者変更

本人に本人識別情報を通知しておき、これを利用して手続を行う案

⑤ 被保険者記号番号を付番して 厚労大臣経由で発行DBに送達 (届に記載されている本人識別情 報をキーに被保険者を特定する) 発行責任者 (厚生労働大臣)

② 資格喪失情報を厚労大臣経由 で発行DBに送達(保険者番号、被 保険者記号番号をキーに被保険 者を特定する)

③⑥ 送達された 情報を収録

発行DB 中継DB) 旧医療保険者

医療保険者が本人識別 情報を知ることとなる ことが適切か。

④ 資格取得届と被扶養者届(新たに本人識別情報の入力欄を設け、転記する)を提出。

(課題)

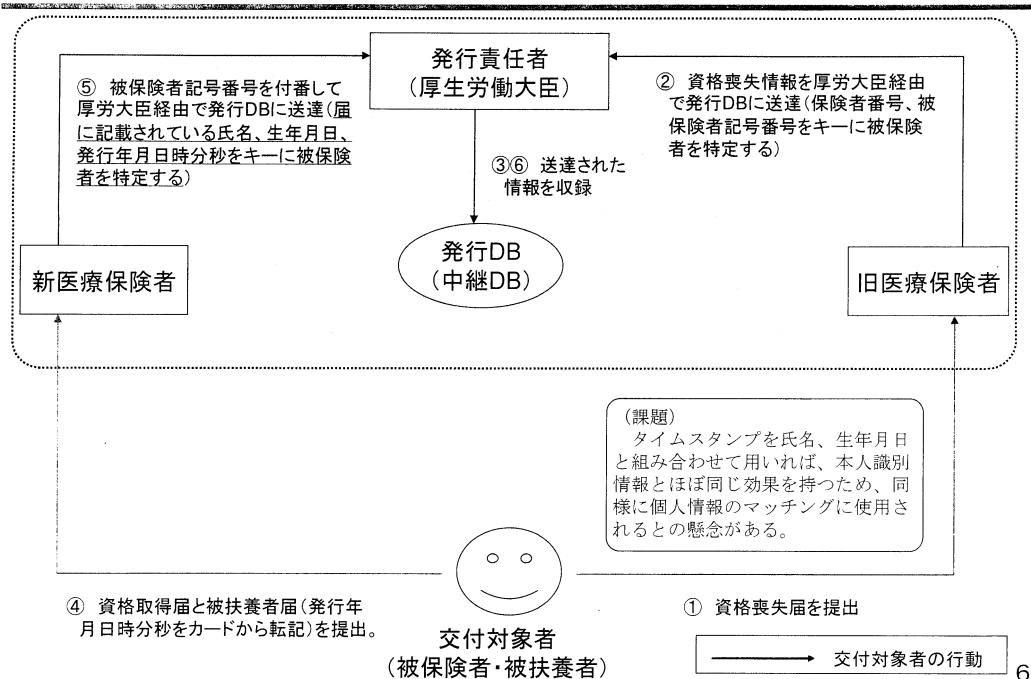
人が知覚できる形式で本人識別情報を用いる場合には、個人情報のマッチングに使用されるおそれがある。

交付対象者 (被保険者・被扶養者) ① 資格喪失届を提出

→ 交付対象者の行動

(1) ③-3医療保険者変更

券面に発行年月日時分秒を記載し、氏名、生年月日と組み合わせて用い、手続を行う案



(1) ③-4 医療保険者変更

基本4情報(住民票上の4情報)で手続を行う案

⑤ 被保険者記号番号を付番して 厚労大臣経由で発行DBに送達 (届に記載されている基本4情報 をキーに被保険者を特定する)

新医療保険者

発行責任者 (厚生労働大臣)

③⑥ 送達された 情報を収録

発行DB 中継DB) ② 資格喪失情報を厚労大臣経由 で発行DBに送達(保険者番号、被 保険者記号番号をキーに被保険 者を特定する)

旧医療保険者

現行の被扶養者届には、配偶者である被扶養者以外の被扶養者には住所記載欄がない。

④ 資格取得届と被扶養者届(住民票上の基本4情報を記述を必須とする) を提出

交付対象者 (被保険者·被扶養者)

0

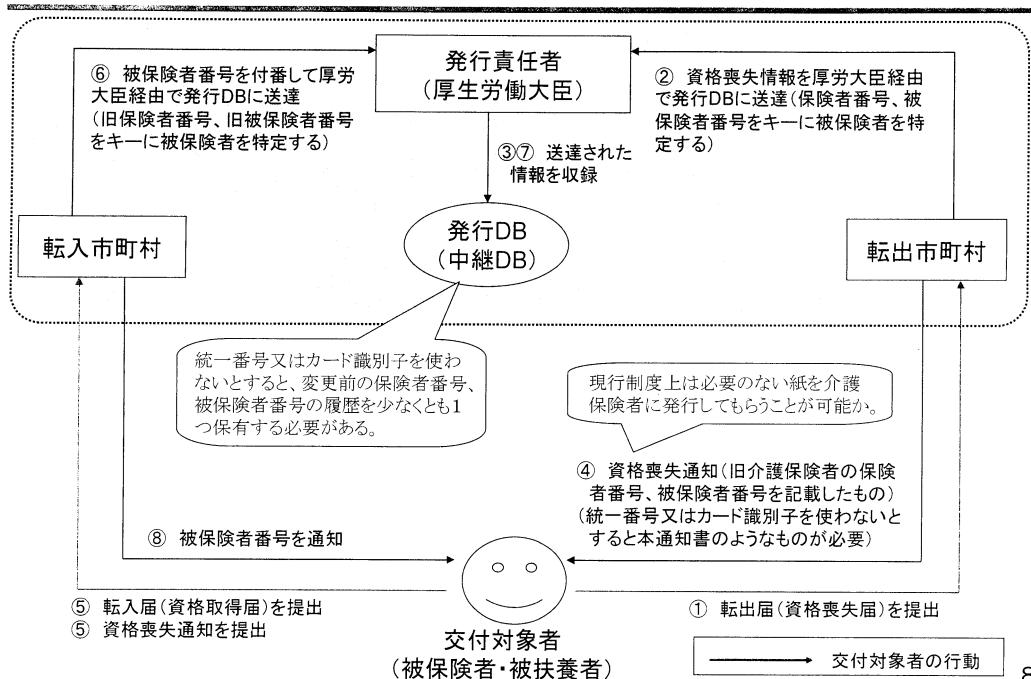
(課題)

基本4情報で個人を特定する場合、 外字の用い方や同姓同名同住所の 例などが原因で不突合が起きる可 能性がある。

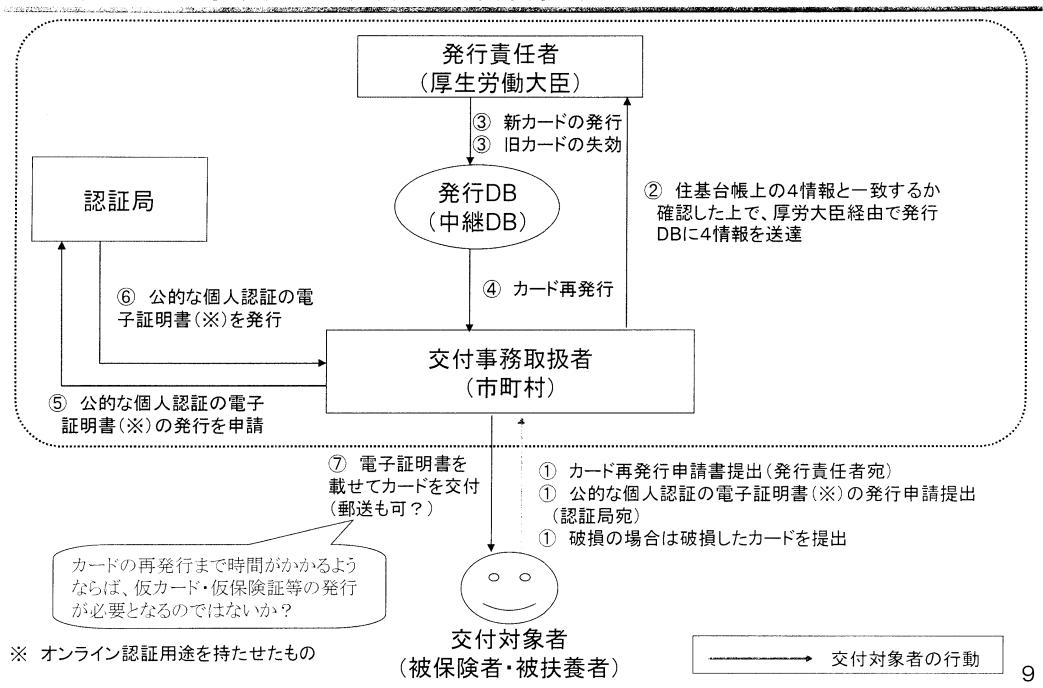
① 資格喪失届を提出

→ 交付対象者の行動

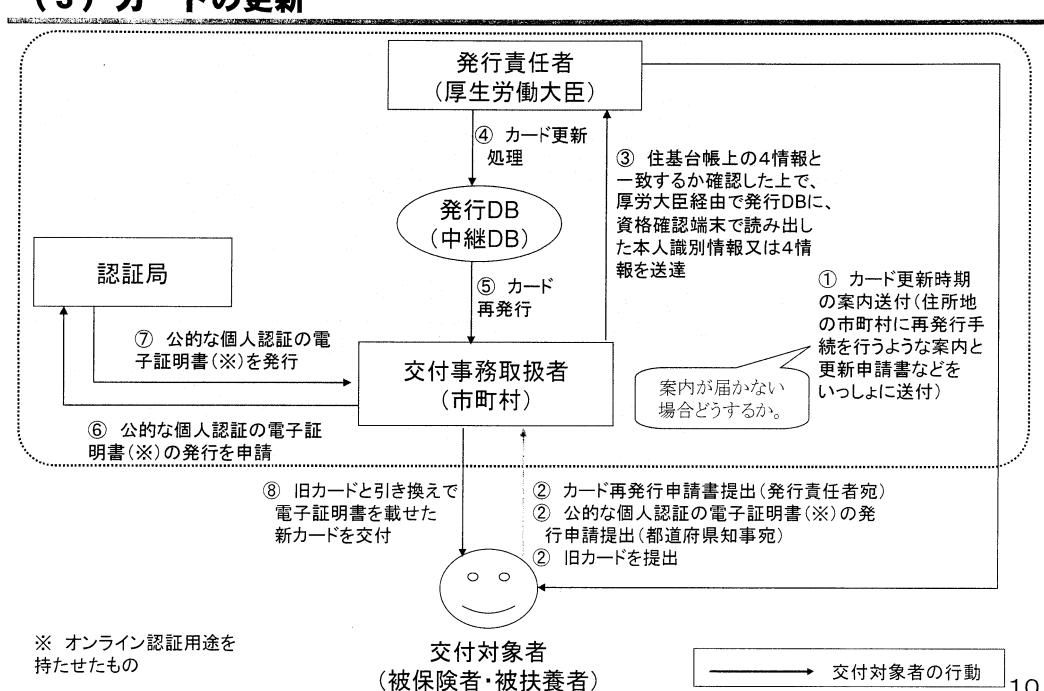
介護保険者変更



(2) カード紛失時・破損時の対応方法



(3) カードの更新



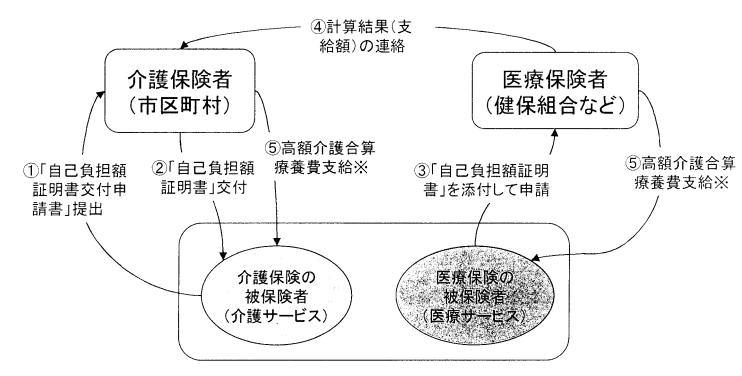
保険者間をまたがった資格・給付調整の実現方法について(案)

(資格・給付調整に当たっての課題)

- 現行制度において、各保険者は資格・給付調整を行うに当たり、加入者本人に対し他の制度で の給付内容等に関する添付書類の提出を求めたり、氏名等の情報を元に他の保険者等に電話で 問い合わせたりする事務等が発生し、加入者にも保険者にも不便が生じている。
- また、結果的に、本来もらえるはずの給付金がもらえなかったり、払わなければならないはずの 保険料(納付金)が払われなかったりする事例が発生している。

例1:高額介護合算療養費の受給手続

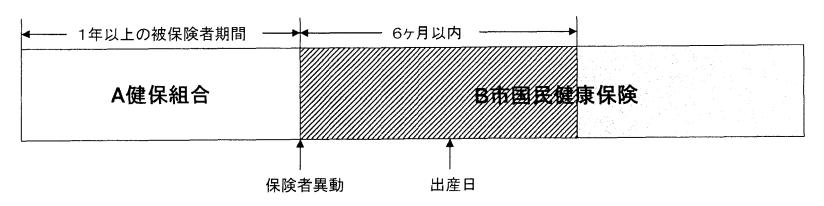
→ 加入者は、まず介護保険者に申請して証明書の交付を受け、それを添付してさらに医療保険者に申請 する必要があり、加入者にも保険者にも手間がかかっている。



※医療保険、介護保険両方で自己負担額の比率に応じて支給

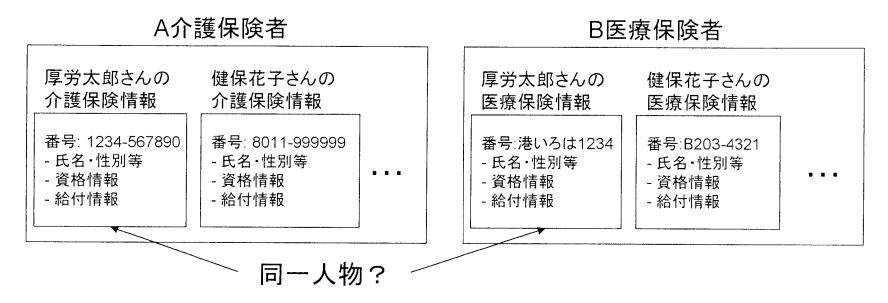
例2: 出産育児一時金の支給調整

→ 被保険者期間が1年以上あれば医療保険の被保険者資格を喪失後6ヶ月以内に出産した場合でも出産育児一時金の給付を受けられるが、喪失後別の医療保険者に移っていた場合は、異動後の保険者からも出産育児一時金の給付を受けられる(ただし、重複受給は不可)。



→ <u>斜線部の期間は、A健保組合にもB市国民健康保険にも出産育児一時金の給付申請が可能</u>。現状ではA健保組合が申請を受けた場合、重複して支給を行わないよう、申請書の住所情報等を元にB市国民健康保険に電話で問い合わせる等の対応を行っている。また、他の健保組合の被保険者、被扶養者になっている場合など、異動後の保険者が分からないこともあり、支給調整事務に手間がかかっている。

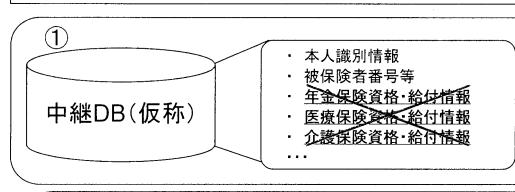
〇 <u>例1、例2のような加入者、保険者の不便・事務負担・非効率を低減するには、</u> <u>異なる保険者に属する加入者が確実に同一人物であると各保険者が特定できる</u> 仕組みが有用。



(現行制度)

- A介護保険者、B医療保険者には、共に「厚労太郎さん」、「健保花子さん」という加入者が存在し、保険者ごとに異なる被保険者番号で管理されているが、A介護保険者に加入する「厚労太郎さん」とB医療保険者に加入する「厚労太郎さん」が同一人物かはお互い分からない。
- このため、各保険制度においては法令上、保険者は資格・給付調整のために、①加入者本人に資料の提出を求めることができる、②他の保険者等に資料提供を求めることができる等の規定がおかれているものの、どの保険者に属しているのかや、同一人物なのか(同姓同名の可能性もある)の確認を行うことが難しい。

- 作業班では、中継DB(仮称)が最小限保有する情報として、氏名、本人を識別する鍵となる情 報(本人識別情報)及び各保険制度の被保険者番号等(履歴を含む。)を仮定し、保険者間をま たがった加入者の特定を行う方法を検討した。
- 誰が何を知っていていいか、情報の保有ポリシーについて関係者間の合意がないことから、
 - ① <u>中継DB(仮称)は被保険者の資格・給付情報等は保有しないこと、</u>
 - ② 各保険者は加入者の本人識別情報及び他の保険者の管理する被保険者番号を 保有しないことを前提とした運用を検討する(下図参照)。



介護保険者

厚労太郎さんの介護保険情報

番号: 1234-567890

- 氏名·性別等
- 資格情報
- 給付情報
- 本人識別情報
- 医療保険被保険者番号

医療保険者

厚労太郎さんの医療保険情報

番号:港いろは1234

- 氏名·性別等
- 資格情報
- 給付情報
- 本人識別情報
- 企養保険被保険者番号

- 下線部の情報を中継DB(仮 称)・各保険者が保有しない運 用を前提に次頁以降の検討を 行った。
- ※ 仮にこれらの情報を中継DB・各 保険者が保有するとすれば、当該 情報を元に資格・給付調整を行う ことで足りる。

報を収録することにより、現行の被保険者証等に比べプライバシーの保護に優れたものとなる。

2事務面での効果

・ 行政機関における窓口の事務負担が軽減される。

5 カード導入に当たっての留意点

社会保障カード(仮称)の仕組みについて一定の仮定をした場合、上記のような効果が生まれることが見込まれるが、具体的な仕組みの検討に当たっては、平成19年11月の作業部会において関係団体より出された懸念等も踏まえ、以下の点に留意し、プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安が極力解消されるとともに、費用対効果に優れた仕組みとする必要がある。

(1)全体として留意すべき事項

- ・ 個人情報の保護とセキュリティの確保のために十分な対策をとる必要がある。また、万が一、問題が生じた場合には、迅速かつ的確に対応できる 仕組みとする必要がある。
- ・ 社会保障給付を受け得る全ての人を利用者として想定しており、利用者 の中には、情報技術を使いこなす能力や判断能力等について大きな差があ ることから、様々なケースを想定しつつ、検討を進めていく必要がある。

(2) 被保険者証、資格確認に関する事項

- カードを利用しようとしている者がこのカードの真正な所有者かどうかという本人確認を行う際には、例えば、医療機関等の窓口でパスワードを入力させることは、救急医療の場合等を考えると、課題があるのではないか。
- ・ カードが健康保険証の原本となるためには、全医療機関で資格確認が可能となる必要がある。
- ・ 被保険者の資格取得・喪失等の情報については、届出時期によるタイム ラグが生じることに留意する必要がある。
- ・ 国民健康保険では、保険料を滞納している被保険者に、状況に応じて短期被保険者証や資格証明書を発行する措置を講じているが、これは保険料を滞納している被保険者との納付相談の機会を増やす観点から行っているものであるため、その機会が減らないような工夫が必要となる。

※ 健康保険法施行規則(大正15年7月1日内務省今第36号)及び間民健康保険法施行規則(昭和33年12月27日原生省今第53号)により、健保組令等の被保険者の資格取得の届出については、当該事実があった日から5日以内、国民健康保険の被保険者の資格政律の届出については、14年以内に行うこととされている。

が期待される。

・ 自分の健康情報(レセプトや特定健診結果等)の確認を安全にオンラインでできるようになる。

2事務面での効果

- 資格情報のレセプトへの自動転記により、レセプトへの転記ミスによる医療費の過誤調整事務がなくなる。
- ・ 手続の漏れによる医療保険に未加入の状態や二重加入の状態 の発生を 容易に把握することが可能になる。
- ・ 医療機関の窓口でオンラインによる即時資格確認が可能となり、医療 保険の資格喪失状態であることがその場で分かるため、保険者・医療機 関・審査支払機関における医療費の過誤調整事務が減少する。
- 標準負担額減額認定証等を保険者が別途発行する必要がなくなる。

(4) 介護保険に関連する効果

①利用者にとっての効果

- ・ 保険者(市町村)を異動しても、介護保険被保険者証を保険者に返す 必要がなくなる。介護保険負担限度額認定証を別途持つ必要がなくなる。
- ・ 自分の介護サービスの費用に係る情報をオンラインで確認できるよう になる。

2 事務面での効果

- 介護保険負担限度額認定証を別途発行する必要がなくなる。
- · 介護サービス事業者における介護給付費明細書への資格情報の転記ミス等による請求誤りがなくなるため、保険者及び審査支払機関の過誤調整事務が軽減される。

(5) その他の効果

①利用者にとっての効果

- ・ 行政機関への申請について、窓口申請ではなく電子申請が行いやすく なる。
 - (例) 健康保険任意継続被保険者資格取得申請等、社会保障分野の各種届出・ 申請
- ・ 希望者については、身分証明書として利用することが可能となるほか、 ICチップの空き領域を利用して、追加的「な機能を持たせることも可能 となる。
- ・ カードの券面に記載する情報を必要最小限にとどめ、 I C チップに情

¹⁾ 技保険者の破決義者だった者が、出る機保険者となった後も、販決義者の資格更失の活用を提出しない決態等が考えられる。

¹⁴ 例えば、医療機能の診察などしての機能や特だせること等が考えられる。

保険者間をまたがった資格・給付調整の実現方法例(案)

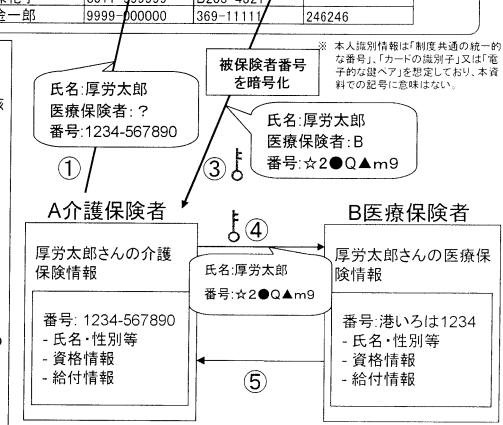
中継DB(仮称)

				$\hat{\Delta}$		
本人識別情報※	氏名		護保険 () 除者番号	之)医療保 被保険者		年金保険 被保険者番号
- >1/ (0)						N IN
B ※ ○1▽◆	厚労太郎	1234-	567890-	港いろは12	34	123456
● 5★□C9	健保花子	8011-	99999	B203-4321	7	
A3D☆dP	年金一郎	9999-	000000	369-11111		246246

- ① A介護保険者は情報を入手したい人物厚労太郎さんに関する 氏名と被保険者番号「1234-567890」を中継DBに送信
- ② 中継DBは、氏名と被保険者番号「1234-567890」を基に、当該 被保険者が
 - · B医療保険者に属していること
 - ・ その医療保険者の被保険者番号「港いろは1234」を抽出
- ③ 中継DBは、
 - ・ B医療保険者に属していること
 - B医療保険者の秘密鍵で暗号化した被保険者番号 (「港いろは1234」→「☆2●Q▲m9」。B医療保険者のみ が復号可能)

をA介護保険者に送信

- ④ A介護保険者は③をB医療保険者に転送して、厚労太郎さんの情報を照会
- ⑤ B医療保険者は公開鍵で被保険者番号「☆2●Q▲m9」を復号化(「港いろは1234」)できることにより、中継DBを介した正当な問い合わせであることを確認し、A介護保険者に厚労太郎さんに関する情報を回答
- ※ 本人の同意を得て、又は、法令上に規定がある主体間、情報((例)医療保険 と介護保険の給付調整のための情報等)についてのみ行うことを想定(個人 情報保護法制の枠内で運用)
- ※ ③については、中継DBからB医療保険者に直接問い合わせ内容を通知する、 及び(又は)⑤について、中継DBを経由してB医療保険者からA介護保険者 に回答する等の方法もあり得る。

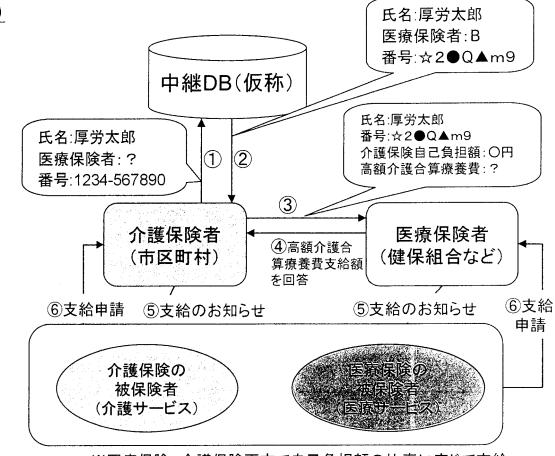


○ 本人の同意がない、又は法令上認められていない情報連携が行われることを抑止するため、<u>中継DB及び各保険者にアクセスログを残し、本人が確認できるものとする</u>ことが重要。

中継DB(仮称)を使った保険者間情報連携の適用例案(1)

例1: 高額介護合算療養費の受給手続(案)

- ① 介護保険者(市区町村)は、毎年度各介護保険受給者について中継DB(仮称)に所属医療保険者を問い合わせ
- ② 中継DBは受給者の所属医療保険者名と暗号化した医療保険被保険者番号を送信
- ③ 介護保険者は所属医療保険者に対し、暗号化された医療保険被保険者番号を元に、介護保険給付の自己負担額を伝達するとともに、医療保険者からの高額介護合算療養費の支給額を問い合わせ
- ④ 医療保険者は介護保険者に高額介護合算療養費の支給(予定)額を回答
- ⑤ 介護保険者・医療保険者は社会保障ポータル(仮称)等を通じて受給者に高額介護合算療養費が支給されること及び支給予定額をお知らせ
- ⑥ 受給者は、電子申請(又は書面申請)により、介護 保険者・医療保険者に支給申請(添付書類は不要)



※医療保険、介護保険両方で自己負担額の比率に応じて支給

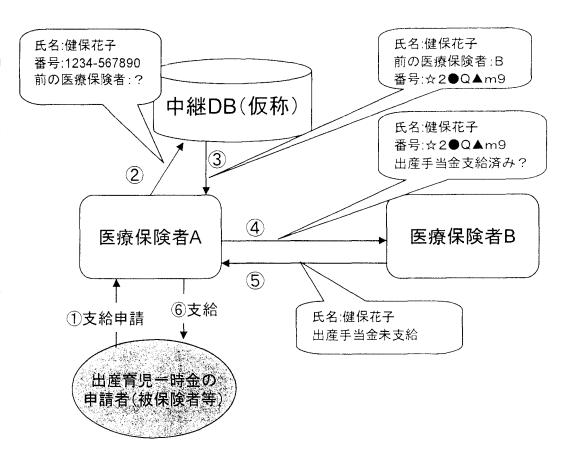


- 申請の際に添付書類(自己負担額証明書)が不要に
- 高額介護合算療養費が受給できる場合、支給予定額と併せて自動的に保険者からお知らせ(給付漏れの防止効果)
- ペーパーレス化により保険者事務の効率化が図れる
- 保険者間の<u>情報のやりとりを自分で確認できる</u>ので安心
- ※ 上記の実現には、介護保険法の手続規定(現行では、最初に受給者からの申請が必要とされている)等の改正が必要。

中継DB(仮称)を使った保険者間情報連携の適用例案(2)

例2:出産育児一時金の支給調整

- ① 申請者は医療保険者Aに出産育児一時金の支給を申請
- ② 申請を受けた医療保険者Aは、申請者の同意の上で、中継DB(仮称)に申請者の異動前の(又は異動後の)所属医療保険者を問い合わせ
- ③ 中継DBは医療保険者Aに異動前の(又は異動後の) 所属医療保険者名(B)と暗号化した医療保険被保険 者番号を送信
- ④ 医療保険者Aは医療保険者Bに対し、暗号化された医療保険被保険者番号を元に、申請者に対して出産育児一時金を支給状況を問い合わせ
- ⑤ 医療保険者Bは医療保険者Aに支給の有無を回答
- ⑥ 支給調整が必要なければ、医療保険者Aは申請者に 出産育児一時金を支給





- これまで電話等で行っていた保険者間の出産育児一時金支給状況の<u>問い合わせ事務</u> を軽減
- 申請者からも保険者間の<u>情報のやりとりを自分で確認できる</u>ので安心
- 上記のほか、将来的には、社会保障における様々な局面での活用が考えられる。